

保険法の見直しに関する個別論点の検討（ 6 ）

第 18 保険料積立金等の支払（中間試案の第 3 の 4 (5)（第 4 の 4 (5)）関係）

（保険法の見直しに関する中間試案）

第 3 生命保険契約に関する事項

4 生命保険契約の終了

(5) 保険料積立金等の支払

保険期間満了前に保険契約が終了した場合には、保険者は、保険契約者に対し、将来の保険金の支払に充てるべき保険料をもとに算定した〔一定の金額〕を支払わなければならないものとする。

（注 1） 「一定の金額」の具体的内容については、契約の終了事由ごとに検討すべきであり、例えば、保険者の破産の場合（(3)参照）には、保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額のうち将来の保険金の支払に充てるべき保険料として相当な金額とすることが考えられ、保険契約者による任意解除の場合（(1)参照）には、保険契約において保険料の計算の基礎とされるべきものを維持するために必要な金額（保険契約者が契約の解除をしたこと等によって保険料の計算の前提が維持されない場合におけるその維持のために必要な金額）を考慮した規律を設けることが考えられるが、現行商法の規律との関係やその実効性を含め、なお検討する。

（注 2） どのような契約をこの規律の適用対象とするかについては、なお検討する（なお、3(4)の(ア)の場合（保険契約者の故意による保険事故招致の場合）には、法律上は保険者において「一定の金額」の支払責任を負わないものとする。）。

なお、いわゆる保険料不可分の原則については、第 2 の 4 の（損害保険契約の終了関係後注）2 参照。

（注 3） 「一定の金額」の請求権は、〔 2 年間〕〔 3 年間〕行使しないときは、時効によって消滅するものとする（この規律については、第 2 の 3 (8)の（注 1）及び（注 2）参照。）。

（注 4） 片面的強行規定とする方向で、なお検討する。

現行商法の参考条文 第 680 条第 2 項、第 682 条、第 683 条第 2 項

1 生命保険契約について

生命保険契約について、次のような方向の規律を設けることで、どうか。

(1) いわゆる保険料積立金

次に掲げる場合には、保険者は、保険契約者に対し、当該保険契約者から受領した保険料の総額のうち、予定死亡率、予定利率その他の生命保険契約において保険料の金額を算出する際に用いた計算の基礎により、当該生命保険契約の終了の時ににおいて当該生命保険契約に基づく将来における保険者の債務の履行に備えるために積み立てていた金額に相当する金額を支払わなければならないものとする。

(ア) 保険者の破産による契約の解除又は失効

(イ) 保険事故の発生による契約の終了（被保険者の自殺、保険金受取人の故意による保険事故招致、戦争その他の変乱を理由として保険者が保険金を支払う責任を負わない場合に限る。）

(ウ) 危険の増加による契約の解除（保険者が保険金を支払う責任を負わない場合に限る。）

(イ) 保険者の責任開始前の保険契約者による契約の任意解除

上記規律により支払うべき金額は、現行商法第680条第2項及び第683条第2項の「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」と同義である。

(2) いわゆる解約返戻金

次に掲げる場合には、保険者は、保険契約者に対し、(1)により支払うべき金額のうち、当該生命保険契約と同一の計算の基礎を用いて保険料の金額を算出している他の生命保険契約に基づく将来における保険者の債務の履行に備えるために必要な金額として当該計算の基礎により算出される金額を超える部分に相当する金額を支払わなければならないものとする。

(ア) 保険者の責任開始後の保険契約者による契約の任意解除

(イ) 告知義務違反又は重大事由による契約の解除（保険者が保険金を支払う責任を負わない場合に限る。）

保険契約者の故意による保険事故招致の場合は、(1)と(2)のいずれにも掲げないものとする。

2 傷害・疾病保険契約について

傷害・疾病保険契約についても、1と同様の規律を設けるものとするこ
よいか。

傷害・疾病保険契約について1と同様の規律を設けるに当たっては、(1)と(2)の各号に掲げる場合について適宜変更を加えるものとする。

契約の終了事由等	現行法の規定	今回の提案	
		保険料積立金	解約返戻金
被保険者の自殺免責	現行商法 第680条第2項		
保険金受取人の故意免責	現行商法 第680条第2項		
保険契約者の故意免責	保険料積立金を払い 戻すべきとの規定なし		
戦争その他の変乱 による免責	現行商法 第683条第2項		
保険者の破産	現行商法 第683条第2項		
保険者の責任開始前 の任意解除	現行商法 第683条第2項		
保険者の責任開始後 の任意解除	契約の終了事由 に関する規定なし		
危険の増加による解除	現行商法 第683条第2項		
告知義務違反による解除	保険料積立金を払い 戻すべきとの規定なし		
重大事由による解除	契約の終了事由 に関する規定なし		

= 保険料積立金又は解約返戻金を支払う場合を表している。